# 「情報公開文書」

**受付番号：** 2023-4-145

**課題名：妊娠糖尿病と産後のメンタルヘルスとの関連に関する国際共同研究**

**研究責任者：**
**東北大学 東北メディカル・メガバンク機構**
**准教授　小原　拓**

## １．研究の対象

東北メディカル・メガバンク計画三世代コホート調査に参加しているお母さんとお子さん。

## ２．研究目的・方法

【研究期間】
２０２２年２月（倫理委員会承認後）～２０２５年３月

【研究目的】
妊娠糖尿病は一般的な産科合併症の一つで、世界では 5-20%の有病率であると言われています。妊娠糖尿病はお母さんの将来の糖尿病やお子さんの低血糖等のリスクがあり、長期的なケアが必要な疾患です。また、産後うつも日本では頻度が高い産科合併症です。一般的に、糖尿病とうつは相互に関連があると言われていますが、妊娠糖尿病と産後うつとの関連については十分な検討が進んでおりません。そこで、本研究では、妊娠糖尿病と産後うつとの関連を検討します。また、産前からのお母さんのメンタルヘルスが母児の愛着（ボンディング）に重要であることが言われており、本研究では妊娠糖尿病や産後うつとボンディングとの関連についても検討します。

【研究方法】
本研究では、東北メディカル・メガバンク計画三世代コホート調査に参加している方を対象に行います。具体的には、母親・児として登録されている方の、基本情報（年齢・性別）、調査票情報、カルテ情報等の項目を用いて、お母さんの妊娠糖尿病とお母さんの産後のうつとの関連を検討します。同様に、お母さんの妊娠糖尿病とボンディングとの関連を検討します。

## ３．研究に用いる試料・情報の種類

性別・年齢・続柄情報、調査票情報、カルテ情報

**４．外部への試料・情報の提供**

本研究はキングス・カレッジ・ロンドンと共同で進めます。解析は東北大学東北メディカル・メガバンク機構で行います。当該の研究機関へは対象集団全体の集計・解析結果を共有しますが、その内容に個人が特定される情報は含まれません。

**５．関係研究組織**

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構　分子疫学分野　准教授　小原　拓
キングス・カレッジ・ロンドン　教授　カリーダ・イスマイル

**６．お問い合わせ先**

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

研究事務局
東北大学 東北メディカル・メガバンク機構予防医学・疫学部門分子疫学分野
〒980-8573
住所　宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1
TEL　022-717-8104

東北大学の東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学　東北メディカル・メガバンク機構　三世代コホート担当
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1　TEL：022-718-5162

**◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先**

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「６．お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針　第 9 章第 20 の 1(3)＞

①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

**◆個人情報の開示等に関する手続**

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針　第9章第20の2(1)＞

①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

③法令に違反することとなる場合